

平 29 . 6 . 19  
総 1 0 - 6

# 政府税制調査会 海外調査報告 (アメリカ・カナダ)

2017年6月19日

岡村忠生、沼尾波子

# アメリカ

- 個人所得税に関しては、伝統的な申告納税制度の基本原則を貫徹。給与所得等に配当・キャピタルゲインに係る所得を合算して課税しており、個人も自ら確定申告を行う(雇用者による年末調整は行わない)。こうした中、古くから確定申告に係るビジネスが確立しており、一定規模の産業となっている。
- 個人、法人ともに電子申告・納税が普及。確定申告に係る一連の手続(帳簿作成、領収書保存等も含む)で電子化が進展。
- 多様な法定調書、省庁間及び連邦と州地方間の情報連携によって集まった情報に基づきマッチングを実施。
- シェアリングエコノミーやフィンテック等、「新しい経済」への対応については、今後の課題としながらも、一部は既存の法定調書で対応。また、最近、ビットコイン取引所(第三者)に対し、(不特定の)顧客情報の提供を求めた例あり。

## (1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

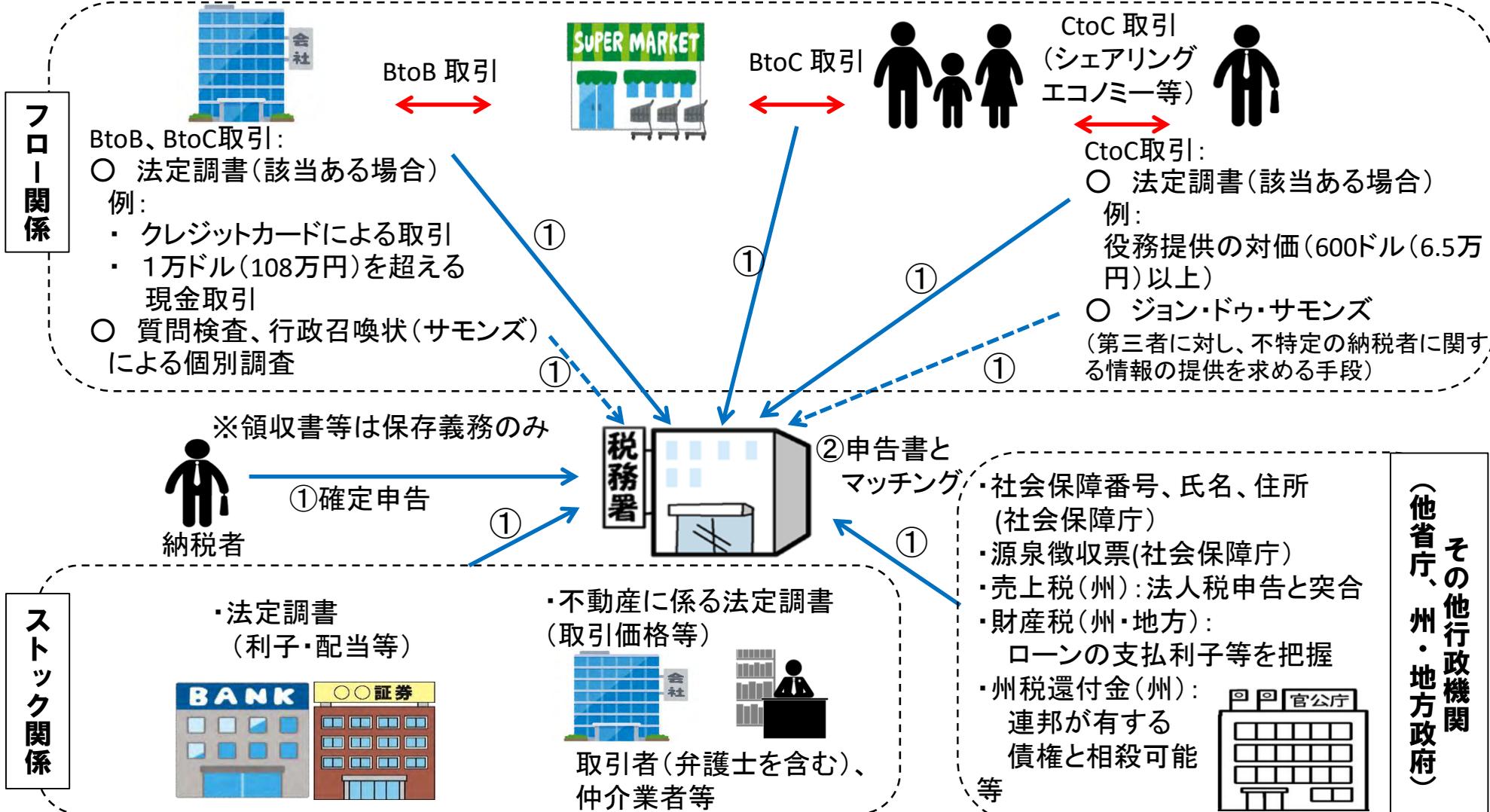
- 確定申告ビジネス(申告書作成ソフト開発会社、申告代行業、会計事務所等)が確立  
約71万の申告代理業者が存在。代理業者を通じた確定申告は約60%。申告書作成代行に税理士資格不要。
- 電子申告・納税の推進  
電子申告(e-fileプログラム)利用率は、
  - ・個人: 85%超(10人超の申告代理を行う業者を義務化)
  - ・法人: 約68%(総資産1,000万ドル(10.8億円)以上の法人を義務化)
- 電子帳簿・証拠書類の電子的保存
  - ・内国歳入庁はベンダーの承認システムをとっており、市販のソフトウェアは、データの作成・変更履歴が適正に記録される機能が備わっている。これを利用することにより、データの真正性が担保されている。
  - ・このため、帳簿書類の電子化に当局の事前承認は行っておらず、またタイムスタンプの付与等も求めている。
  - ・仮に作成・変更履歴の適正性が確認できない場合には、例えば、当該データに基づく経費計上が否認される等の取扱いがある。

## (2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

- 多様な法定調書  
事業の場合、約250の報告義務のある取引が存在(日本には60の法定調書が存在)。
  - ・ クレジットカード等を使用した取引(Form1099-K)
  - ・ 1万ドル(108万円)超の現金取引(Form8300)
  - ・ 600ドル(6.5万円)以上の役務提供対価(Form1099-MISC)等。
- 連邦他省庁・州地方政府との情報共有  
主に電子的に情報を共有。データのマッチングにより、税の誤還付防止や適切な税務調査、補助金受給資格の確認、納税者と公共機関の債権債務関係の一括処理(例: 連邦による学生ローンの未払額と州所得税の還付金の相殺)等、様々な行政に活用。
- 「新しい経済」への対応
  - ・ シェアリングエコノミーが役務提供に該当する場合には、法定調書の提出義務がかかる(Form1099-MISC)。
  - ・ 最近、ビットコイン取引所に対し、「ジョン・ドウ・サモンズ」(後述)を発出し、顧客情報の提供を求めた例あり。

# アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（全体像））

- 多様な法定調書による情報提供が行われている。
- 省庁間及び連邦・州地方間の情報連携が発達しており、データマッチング等を利用して確定申告の適正性を確認。
- 個別の調査については、一般的な「質問検査」に加え、納税者に出頭を求め聞き取りを行ったり、資料の提出を求める等を行う「行政召喚状(サモンズ)」の発出も行われる。
- 第三者に対し不特定の納税者に関する情報の提出を求める仕組み(「ジョン・ドウ・サモンズ」)も有する。



(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

# アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（具体例））

## 法定調書

- ・ 米国においては、BtoB取引・CtoC取引を含め、多様な法定調書が存在。
- ・ 日本の法定調書に対応する調書の収集に加え、米国では以下のような法定調書も提供されている。

書類の様式	提出義務者	報告内容
Form 1099-C	金融機関・信用組合・連邦行政機関等	事業及び取引に関する600ドル(6.5万円)以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告
Form 1099-K	①銀行その他の決済機関 ②第三者決済機関	①クレジットカード等のカード決済取引に関する報告 ②第三者ネットワーク取引に関する報告(年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル(216万円)超の場合)
Form 1099-MISC	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、サービスの対価、収益や利益としての年間600ドル(6.5万円)以上の支払に関する報告 (注)日本においては「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において一部のみ収集している
Form 8300	現金受領者	事業及び取引に関連して1取引につき1万ドル(108万円)超の現金支払いを受けた場合の報告書(「通貨及び外国取引の報告に関する法律」に基づく報告義務があるものを除く)
Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で25,000ドル(270万円)以上の請負契約を結んだ者に関する報告

## 個別の調査

- 内国歳入庁は、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のため、納税者及び第三者に対し、「質問検査（実地での聞き取り調査等）」に加え、「行政召喚状（サモンズ）」の発出（出頭を求めての聞き取り等）も行う。
- サモンズは、不特定の調査対象者に関する情報の取得を目的として第三者に対し発することも認められる（いわゆる「ジョン・ドウ・サモンズ」）。ただし、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得る必要がある。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

# カナダ

- 個人所得課税に関しては、金融所得を含め純粋な総合課税を採用。申告納税制度の下、全ての個人が確定申告を行う（よって「年末調整」は行わない）。納税者利便の向上のため、近年、法定調書等により雇用者等から集まった情報を当局があらかじめ申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス（「記入済申告書」）を導入。
- 確定申告に係る手続全般で納税者の利便性を考慮した電子化が進展。電子申告・納税の普及率も高い。
- 法定調書並びに、省庁間及び連邦・州地方間の情報共有によって集まった情報に基づきマッチングを実施。
- シェアリングエコノミーやフィンテック等、「新しい経済」への対応については、今後の課題としながらも、シェアリングエコノミーについて、インターネット・オークションの運営会社（第三者）に対し、（不特定の）利用者情報の提供を求めた例あり。

## （１）ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

### ➤ 記入済申告書（給与所得者等）

納税者の利便性向上等の観点から、2015年に「記入済申告書」を導入。

※ ただし、記入済となるのは、既存の制度上当局が入手可能な法定調書等の情報のみ。相当程度の情報（キャピタルゲインの取得価額、諸控除の適用に必要な情報等）は自ら記入する必要。結局、代行業者を頼る納税者も多い模様。

### ➤ オンラインでの申告・納税手続

- ・ 添付書類が省略可能
- ・ モバイル端末から申告可能
- ・ 社会保険番号・生年月日のみで申告可能

など、納税者の利便性に配慮（個人所得税の場合）。

### ➤ 電子申告・納税の推進

電子申告の利用率（2015年度）

- ・ 個人：85%（10件超の申告代理を行う業者を義務化）
- ・ 法人：88%（総収入100万カナダドル（8,100万円）超の法人を義務化）
- ・ 付加価値税：84%（課税売上150万カナダドル（1.2億円）超の事業者を義務化）

（備考）邦貨換算レートは、1カナダドル＝81円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。

## （２）新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

### ➤ 法定調書による情報の提出

納税者の所得は給与・利子・配当等に係る法定調書（ほぼ電子的に提出）により把握し、歳入庁でマッチングを実施。

### ➤ 連邦他省庁・州地方政府との情報共有

主に電子的な情報共有が行われ、データマッチングされることで、税の誤還付防止や納税者と公共機関の債権債務関係の一括処理（例：税還付金と負債・学生ローン未払額との相殺）等、様々な行政に活用。

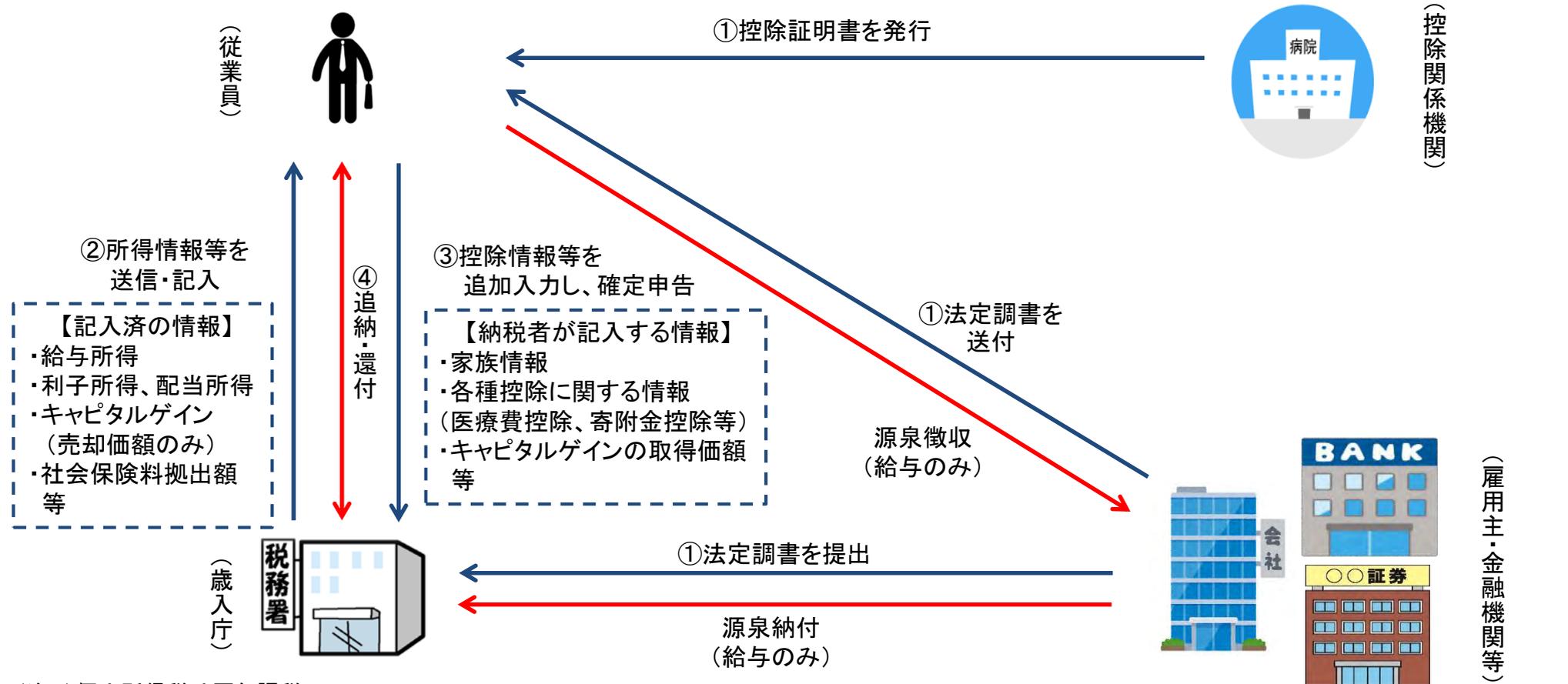
### ➤ 「新しい経済」への対応

近年、インターネット・オークションの運営会社（第三者）に対し、（不特定の）利用者情報の提供を求めた例あり。

※ 第三者に対して不特定の納税者に関する情報の提供を求めるには裁判所の許可が必要であり、通常の質問検査では入手不可。

# カナダにおける納税者利便の向上等に向けた取組（給与所得者等の記入済申告書）

- 給与所得に対しては源泉徴収を行いつつも、金融所得も含めた総合課税を採用。このため、税額の確定・精算手続は確定申告。
- こうした制度を背景として、納税者の利便性向上等の観点から、記入済申告書を2015年に導入。歳入庁（CRA）が記入するデータは、法律に基づき、各機関からおおむね電子的に取得（データは従来からあるもの）。
- CRAが納税者に所得情報等を送信し、納税者はそれに控除情報等を追加入力して確定申告。



(注1) 個人所得税は暦年課税。

(注2) 記入済申告書を利用するかどうかは、納税者が選択できる仕組みとなっている（ただし、電子申告を行う場合のみ利用可）。なお、カナダでは、納税者はCRAが承認した民間の電子申告ソフト（多くは無料）を利用して電子申告を行っており、記入済申告書を利用する場合は、当該電子申告ソフトに情報が送信される。

(注3) 記入済申告書は、2015年には税務代理人を通じた申告に対してのみサービスが開始され、個人による直接の申告に対しては、2016年よりサービスが開始された。なお、カナダでは税務代理人を通じた申告が個人所得税申告の約6割を占める。

(注4) 年間で50超の法定調書を提出する事業者に対して、法定調書を電子的に提出する義務が課されている。

# カナダ歳入庁の電子申告普及に向けた取組

カナダ歳入庁は、電子申告の普及促進のために種々の施策を実施した結果、2015年度において、個人所得課税については85%、法人所得課税については88%まで普及率が上昇している。

## ○ 電子申告の義務化

「2012年から取扱件数10件超の申告代行業者に電子申告を義務付けたところ、個人所得税の電子申告割合は10%以上上昇した。」

## ○ 電子申告の使い勝手の向上

「電子申告システムにおける個人認証については、以前は社会保険番号(SIN)及び生年月日の他、当局から郵送したウェブ・アクセス・コードが必要とされていたが、コードは廃止し、SIN及び生年月日のみで個人認証を可能とした。廃止初年度、不正申告や認証対象の誤りがないか、CRA内部にタスクフォースを設けて実際に申告書を検証したが、問題はなかった。」

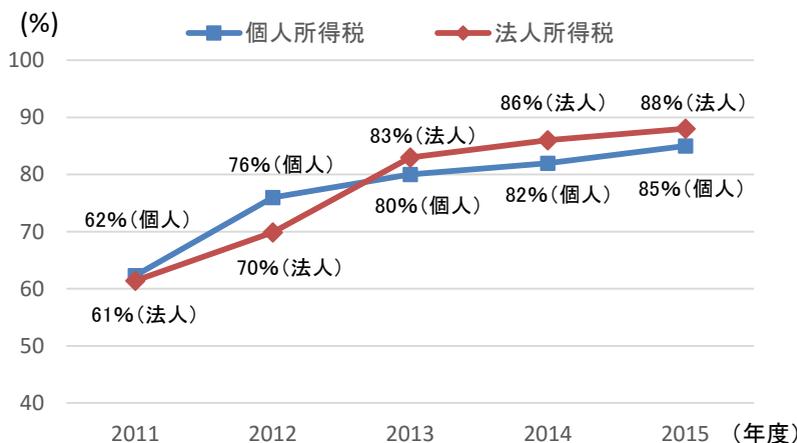
## ○ 青田買い戦略

「初めて申告する納税者(移民、新社会人等)は、本人確認が困難で不正申告の可能性があることから、これまでは電子申告を認めていなかったが、これらの納税者についても電子申告を認め、申告を初めて行う時から電子申告の行動パターンが形成されるようにした。」「結果として、制度上、電子申告ができないのは、死者、破産者、非居住者のみとなった。」

## ○ 行動経済学のナッジを用いた手法

「行動経済学のナッジの方法を用いたマーケティング戦略を行っている。例えば、電子申告を促すレターを送る際、はがきで送ると、読まずに捨てられてしまうので効果が無かったが、政府から茶封筒が送られてくると皆が開封するので効果がある。」

<参考1> 電子申告割合の推移



<参考2> ナッジとは

行動経済学の代表的な政策手法。強制ではなく、個人の選択の自由を残しつつ特定の行動に個人を誘導することで目的を達成しようとするもの。

例：ビュッフェにおいて、カロリーの低い順に食品を並べた場合と高い順に並べた場合を比べたら、カロリーの低い順に食品を並べた場合の方が、低カロリー食品が選ばれる割合が高くなった(“First food most”)。

(出典) Brian Wansink, Andrew S. Hanks, “Slim by Design: Serving Healthy Foods First in Buffet Lines Improves Overall Meal Selection”

# カナダにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

## 法定調書

- ・カナダにおいては、以下のような法定調書が存在。

書類の様式	提出義務者	報告内容
T4	給与の支払者	給与の支払額に関する報告。その他、個人所得税源泉徴収額、カナダ年金プラン保険料、雇用保険料等を報告。
T4A (OAS)	サービス・カナダ	老齢保障プログラム（公的年金）の支払額に関する報告。
T4A (P)	サービス・カナダ	カナダ年金プラン（公的年金）の支払額に関する報告。
T4RSP	金融機関等	個人年金（RRSP）の支払額に関する報告。
T5	利子・配当等の支払者	利子・配当等の支払額に関する報告。
T5008	金融機関等	証券の取引価格等に関する報告。

## 個別の調査

- CRAは、税法の執行の目的のため、納税者及び第三者に対し、質問検査（実地での聞き取り調査・情報提供要請等）を行うことができる。
- 情報提供要請を行うに当たっては、原則として調査対象者を特定した上でその取引関係先に情報提供を要請することとされているが、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得ることができた場合に限り、不特定の調査対象者に関する取引情報の提供を第三者に要請できる。

（注）サービス・カナダは雇用・社会開発省下の連邦政府機関であり、各種年金・失業給付等の行政サービスを行っている。

# 參考資料

## アメリカの税制の概要

### ○所得税

- 夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)を選択できる制度の下、給与・年金・事業・利子等に係る所得に配当・キャピタルゲインに係る所得を合算して課税。給与・年金・事業・利子等に係る所得に対しては10%・15%・25%・28%・33%・35%・39.6%の累進税率で課税、配当・キャピタルゲインに係る所得は0%・15%・20%の税率で段階的課税。
- 公的な社会保障年金の財源として、社会保障税を徴収。
- 給与・社会保障税については、源泉徴収後、申告。
- 所得控除として、人的控除及び概算(若しくは項目別)控除が存在。
- 寄附金に関する控除制度は存在するが、生命保険料に関する控除は認められない。

### ○法人税

- 最高税率は35%。

### ○付加価値税

- 連邦レベルでの付加価値税は存在しない。
- 各州が独自に小売売上税を課している。

### ○その他

- 相続税は遺産課税方式。相続税と贈与税は統合されている(最高税率40%)。
- 上記のほか、州・地方が所得税、法人税、相続税等につきそれぞれ独自の課税主体となっている。

# アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

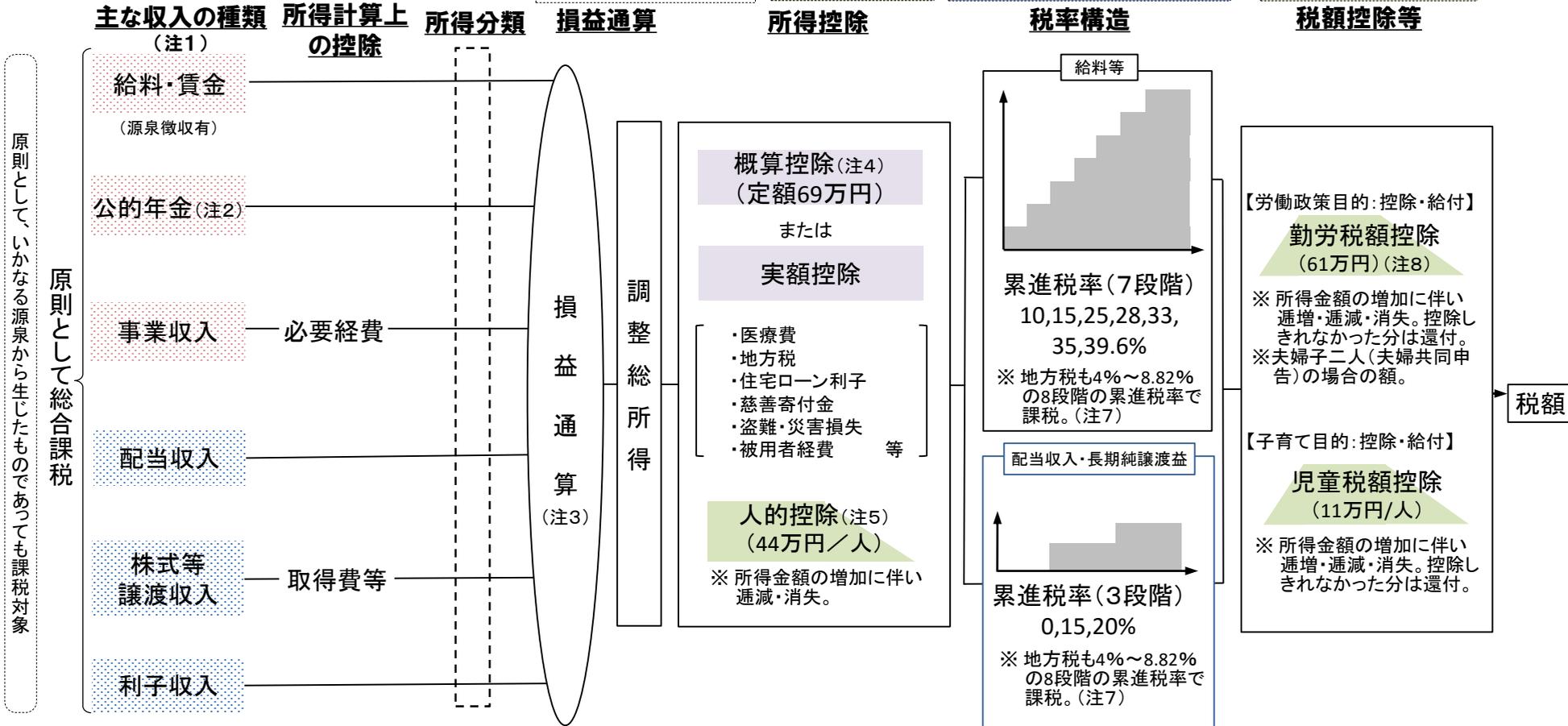
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。  
 (注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。  
 (注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。  
 (注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。  
 (注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。  
 (注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。  
 (注7) ニューヨーク州の場合。ニューヨーク市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。  
 (注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にものみ適用される。

## アメリカにおける情報提供要請の仕組み（個別の調査）

- 内国歳入庁は、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のため、納税者及び第三者に対し、「質問検査（実地での聞き取り調査等）」に加え、「行政召喚状（サモンズ）」の発出（出頭を求めている聞き取り等）も行う。
- サモンズは、不特定の調査対象者に関する情報の取得を目的として第三者に対し発することも認められる（いわゆる「ジョン・ドウ・サモンズ」）。ただし、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得る必要がある。

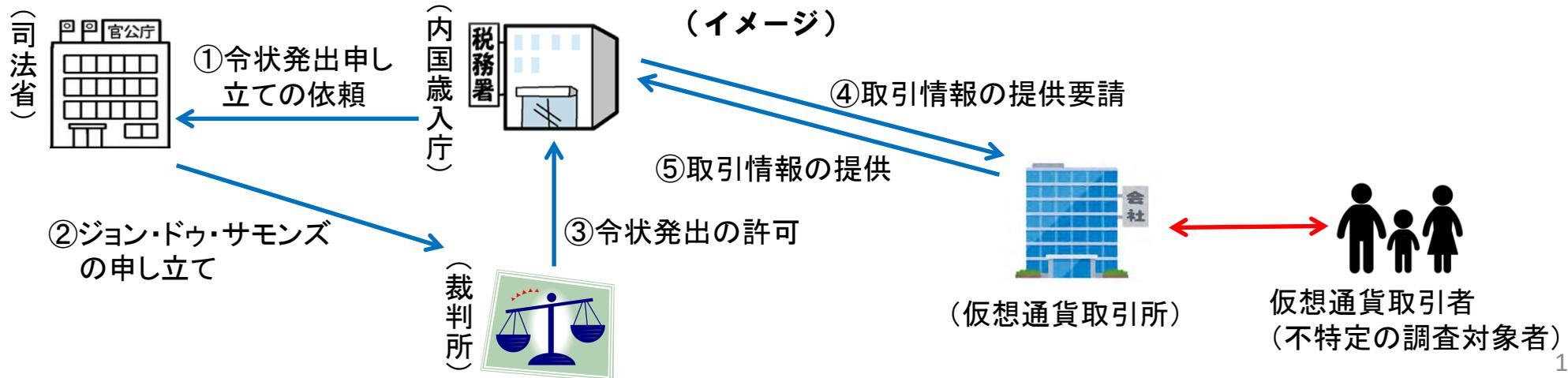
※ 「ジョン・ドウ・サモンズ」の要件（内国歳入法7609条(f)）

納税義務者の氏名を特定しないサモンズは、裁判手続において当局が、以下を立証した後にのみ発することができる。

- (1) 当該サモンズが特定の者又は確定可能な集団ないし種類の者達の調査に関するものであること
- (2) これらの者若しくは集団ないし種類の者達が内国歳入法のいずれかの規定に違反し又は違反した可能性があると思わせるに足る合理的な根拠が存在すること
- (3) 記録若しくは証言の検査によって入手しようとしている情報（サモンズの目的たる納税義務者の氏名を含む）が他の情報源からは容易に入手し得ないこと

【例】仮想通貨取引所に対し、特定期間内に当該取引所を利用して仮想通貨取引を行った者についての取引情報を得るためにジョン・ドウ・サモンズを発出（2016年）

- 裁判所は、仮想通貨取引は匿名性が高く追跡が困難であることから、納税者が仮想通貨取引により課税所得を内国歳入庁から隠蔽した可能性があると思わせるに足る合理的な根拠があると判断。



## カナダの税制の概要

### ○所得税

- 個人単位の課税制度の下、給与・年金・事業所得・利子所得・配当所得・キャピタルゲイン等を合算し、15%・20.5%・26%・29%・33%の累進税率で課税(総合課税)。
- 給与所得に係る所得税に関しては、源泉徴収後、確定申告。
- 負担調整は税額控除により行われ、基礎控除のほか、配偶者控除が存在。
- 医療費・寄附金に関する控除制度は存在するが、生命保険料に関する控除は認められない。
- 連邦税のほか、州においても所得税が課される(例:オンタリオ州 5.05%~13.16%の累進税率)。

### ○法人税

- 最高税率は26.5%(オンタリオ州の場合)。

### ○付加価値税

- 連邦レベルでの付加価値税(GST)が存在し、標準税率は5%。
- 食料品の供給等に対しては、ゼロ税率が適用。
- 連邦のGSTの他、州の付加価値税等が課される(例:オンタリオ州 8%)。

### ○その他

- 相続税・贈与税は存在しない。ただし、死亡時に譲渡があったものとみなして譲渡所得税が課税される。

個人単位課税

カナダの所得税の構造(イメージ)

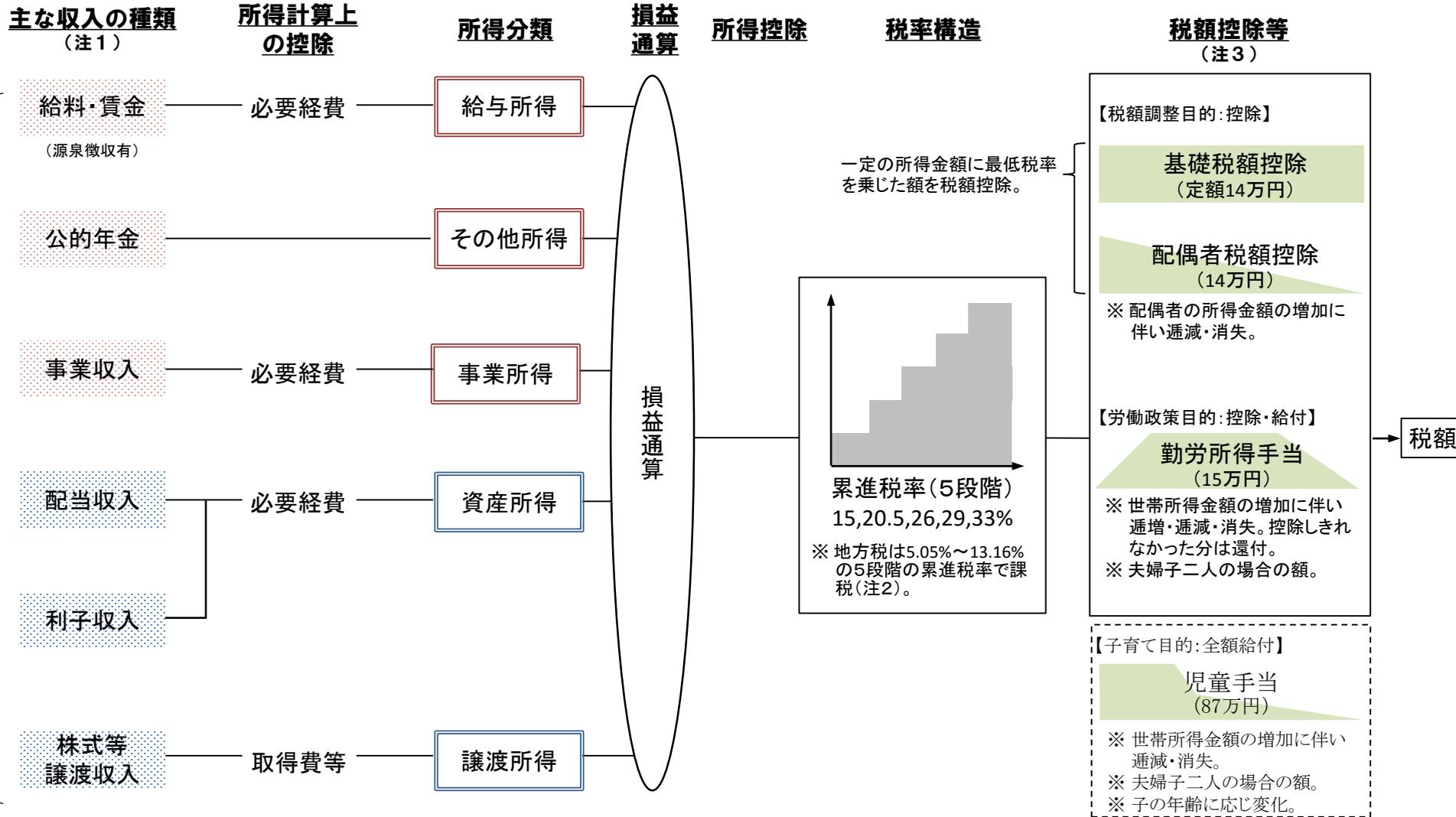
(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=81円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、其他所得に分類。  
 (注2) オンタリオ州の場合。  
 (注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

# カナダにおける情報提供要請の仕組み（個別の調査）

## 不特定の調査対象者に関する情報提供要請の仕組み

- 歳入庁は、税法の執行の目的のため、納税者及び第三者に対し、質問検査（実地での聞き取り調査・情報提供要請等）を行うことができる。
- 情報提供要請を行うに当たっては、原則として調査対象者を特定した上でその取引関係先に情報提供を要請することとされているが、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得ることができた場合に限り、不特定の調査対象者に関する取引情報の提供を第三者に要請できる。

### ※ 不特定の調査対象者に関する情報提供要請の要件（所得税法231.2条）

下記の要件を満たし、裁判所の許可を得られた場合に限り、情報提供要請が可能。

- ① 調査対象者が確定可能であること
- ② 調査対象者の税法上のコンプライアンスを確認するための調査であること

【例】大手オークションサイト運営会社から、特定の条件を満たす利用者5,000人分の取引情報を入手（2009年）

